

川辺川ダム事業に関する有識者会議(第1回) 議 事 録

日 時：平成20年5月15日(木)18:30～
場 所：東京都千代田区 ホテルルポール麹町
出席者：全委員

1 開 会

(1) 知事挨拶

【事務局】

それでは、ただ今より「川辺川ダム事業に関する有識者会議」の第1回会議を開催いたします。

開会に当たりまして、熊本県知事蒲島郁夫から御挨拶を申し上げます。

【蒲島知事】

皆さんこんばんは。皆様には大変御多忙中にも関わらず、「川辺川ダム事業に関する有識者会議」の委員の就任について御承諾いただき、誠にありがとうございます。また、本日は夕方からの開催にも関わらず御出席いただき、重ねてお礼申し上げます。

私は一月前ひとつきに熊本県知事に就任いたしましたけれども、私の使命は、大きな可能性を秘めている熊本を「躍動し飛躍する県」に変えていくことです。そして、県民の総幸福量を最大化することにあります。そのために、マニフェストに掲げた熊本の夢を実現するために、様々な政策に取り組んでいくことあります。

しかし、その前にどうしても解決しなければならないのが、この川辺川ダム問題であります。

この問題については、計画発表から現在まで42年という長い時の経過の中で、地元の合意形成を図る上で困難を極めた状況にあります。また、この間、ダム建設に反対する民間研究グループがダムによらない治水代替案を発表したことから、県民参加の下、住民討論集会で9回にわたり議論を重ねた経緯もありますが、依然として県民の間にはダム建設に対する様々な意見があります。

私は、このような状況を乗り越えて、全ての県民が手を取り合って、本来熊本に(ある)、熊本の豊かさや可能性を確かなものにするために、早急に一定の方向性を示すべきであると認識しております。そのため、9月の定例県議会で

私の態度を示すことになっております。

そのために、まずこの有識者会議を立ち上げ、それぞれの専門分野において日本のトップレベルの研究者である皆様から、川辺川ダム事業を巡る諸課題について、科学的かつ客観的な意見を頂くことにしました。

そして、頂いた御意見や周辺住民、県民の意見、国土交通省や県議会の考えを総合して判断したいと思っています。

それから、これは本来私が申し上げることではないことは充分承知しておりますけれども、会議の公開、非公開の件です。本県では個人情報扱う場合など特別な場合を除き、会議は公開を原則としております。川辺川ダム問題については、県民の関心が高く、この会議の議論には県民の多くが注目しております。この会議を公開することで、私の判断に対する県民の理解と信頼がより一層深まるのではないかと考えております。委員の皆様にはよろしく御検討の程お願いいたします。

最後に、委員の皆様には、川辺川ダム問題に対する私の決意をお汲み取りいただき、御多忙の中、しかも限られた時間で御議論いただくことになり、誠に恐縮ですけれども、どうぞ、今後ともよろしくお願いいたします。

(2) 事務局からの説明

【事務局】

ありがとうございました。続きまして、事務局から2、3点、本日の会議の進め方等について、御説明をさせていただきます。

まず最初に、資料の確認をさせていただきます。資料は大きく「会議資料」と「説明資料」に分けております。資料の種類と番号は、資料の右肩に枠囲みで記載しております。今回は、A4のものが「会議資料」、A3のものが「説明資料」となっております。会議資料1から会議資料4までがございしますが、会議資料1の裏面に、「次第」の裏面でございしますが、座席表を記載しております。座席表につきましては、鈴木和夫委員と鈴木雅一委員の席が逆になっておりますので、申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。その他、A3版のもので、説明資料が説明資料1から11まで及び参考資料を配付させていただいております。本日の配付資料は以上のとおりでございます。不足等はございませんでしょうか。

ないようでしたら、次に、有識者会議の全体的な枠組みについて説明をさせていただきます。会議資料3、A4縦でございしますが、「有識者会議の基本的な枠組み(イメージ図)」を御覧ください。本日が第1回でございしますが、総論といたしまして、川辺川ダム事業の概要と経緯等につきまして、事務局から主に御説明させていただきたいと考えております。その後、第2回から

第6回ないしは第7回まで、回数は月1、2回程度の開催を想定して仮に置いたものでございますが、その第2回から第6回ないしは第7回までの間に、議論をしていただくことを想定してございます。なお、右の方に書いておりますテーマにつきましては、イメージをつかんでいただくために事務局で仮に想定したものでございます。最終回、第7回ないしは第8回になると思いますが、委員の皆様方から出された意見を整理させていただきまして、取りまとめて、知事の方に報告させていただきたいと考えてございます。

次に、本日の会議の進め方について説明をさせていただきます。申し訳ございません、戻りますが、会議資料1の「川辺川ダム事業に関する有識者会議(第1回)会議次第」を御覧ください。委嘱状の交付が終わりまして、開会いたしまして、知事挨拶と事務局からの説明を今行っております。この後議事に入りまして、座長選任、座長代理の指名をしていただきます。間で2回ほど休憩を入れることを想定していますので、よろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 座長選任、座長代理指名

【事務局】

それでは早速議事に入りたいと思います。

まず、座長の選任、座長代理の指名をお願いします。会議資料2「川辺川ダム事業に関する有識者会議開催要項」を御覧ください。本要項の規程に従いまして、まず、委員の皆様方の互選により座長を決定していただいた後、座長に座長代理の指名をしていただきたいと思いますと考えております。

ではまず、座長についてでございますが、どなたか御推薦がございましたらお願いいたします。

【佐藤委員】

よろしいでしょうか。

【事務局】

お願いいたします。

【佐藤委員】

ここにいらっしゃる委員の方々は、私を除いてですが、深い知見と広い視野をお持ちの方々ばかりなので、どなたでも座長はよろしいかと思いますが、中でも、政府のいろいろな審議会等の委員長や座長を務められた経験が深いとい

うことで、金本先生にお願いしたらどうかと思い、推薦します。

【事務局】

ただ今、佐藤委員から、金本委員の方に座長の就任をお願いするということで御提案がございましたが、よろしゅうございますでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【事務局】

それでは、金本委員の方に座長への就任をお願いいたします。
ここで、簡単に御挨拶をお願いいたします。

【金本座長】

金本でございます。私が特に適任とは思いませんですが、御推薦ということでございますので、力の及ぶ限り務めさせていただきたいと思っております。

特に抱負等はございませんが、なかなか重たい課題を抱えている会議でございますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

簡単でございますが挨拶とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、金本座長に座長の代理をご指名させていただきたいと思っております。

【金本座長】

はい、座長代理は森田朗委員にお願いさせていただきたいと思っております。

同じ所におりますので、二人同時に予定が合わなくなるということは多分なくて、どちらかが会議を務めることが出来るといったことで、よろしく申し上げます。

【事務局】

森田委員よろしいでしょうか。

【森田委員】

はい。

【事務局】

それでは、森田委員に座長代理をお願いすることが決定しました。

座長、座長代理、それぞれよろしくお願いいたします。

それではここで、会議の準備等で10分間程休憩を取らせていただきます。

19時55分に開催したいと思います。会場内の変更をさせていただきますので10分程休憩を取らせていただきます。

(休 憩)

(2) 会議の運営方針等の決定

【事務局】

それでは、これ以降の進行は、座長よろしくお願いいたします。

【金本座長】

それでは、早速会議を再開させていただきます。

まず最初の議題は「会議を公開するかどうか」ということですが、もし公開となった場合には、会議の傍聴要領についてもお諮りするということになります。

先程、知事の方から御意見がございましたけれども、特に非公開にすべきだというご意見がございましたらお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員、特に意見なし)

【金本座長】

よろしゅうございますか。最近では公開の委員会・審議会も多々ございますので、特段これだけ非公開ということは、あまり意味がないのかなという感じがいたします。

それでは、基本的に公開ということをお願いをしたいと思います。ただ、今後、非開示情報を議論していただくようなことがあるかもしれませんので、その際には、非公開にさせていただくことになるかもしれません。その際には、この会議にお諮りをして決めさせていただくことにしたいと思います。

それでは、次に傍聴要領について審議をお願いしたいと思います。事務局の方で傍聴要領案を御配付いただいて、御説明をお願いしたいと思います。

(各委員に「会議資料5」を配付)

【事務局】

事務局から説明いたします。ただ今お配りいたしました会議資料5「川辺川ダム事業に関する有識者会議傍聴要領(案)」をご覧いただきたいと思います。

要領(案)では大きく三つの事項を定めてございます。一つ目が傍聴の手續に

関する事項、二つ目が傍聴に関する留意事項、三つ目がその他、ということでございます。

一つ目の傍聴の手續におきましては、傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行っていただき、希望者が定員を超えた場合は抽選となるということなどを定めております。

二つ目の傍聴に関する留意事項といたしましては、四つの留意事項を定めておりまして、一つ目は、会議中は静粛に傍聴いただきまして、発言やプラカードなどによります意見等を表明することはできないということ、また2点目で会場内での飲食、あるいは3点目で、会場内での写真撮影、録画録音等ができないこと、そして最後4点目では、会場の秩序を乱したり議事を妨害したりしないことを定めております。

三つ目のその他におきましては、この要領に定める事項の他、座長及び係員の指示に従っていただき、お守りいただけない場合には退場をお願いするということがある、ということをご定めてございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

【金本座長】

では、この案につきまして、委員の方々の御意見を伺いたいと思います。

(各委員、特に意見なし)

【金本座長】

よろしゅうございますか。これは熊本県のスタンダードな要領のようでございますので。

それでは、この要領案でいかせていただく、ということにさせていただきたいと思います。

(3) 説明・議論

【金本座長】

それでは、次に3番目の議題でございますが、「説明・議論」ということでございます。川辺川ダム事業の概要と経緯等について、最初に事務局の方から御説明をいただいて、それについて質疑をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局の方からよろしく御説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局を務めます熊本県土木部河川課の野田といたします。よろしく申し上げます。本日の会議は夜遅くまでなると思いますが、よろしく御願いいたします。早速始めさせていただきます。資料1を御用意願います。この資料の各項目ご

とに、本県の概要について御説明いたします。

まず、1ページの左側でございますが、この図は、本県の市町村区画図を基に、「年少人口比率」を色分けしたものでございます。青色で着色している箇所は、現在川辺川ダム建設が計画されている五木村になります。1ページ右側に「全国から見た熊本県」ということで、代表的な項目について整理しております。項目の1番目は面積について記載しておりますが、7,404km²で全国で15番目の面積を有しております。項目の2番目は人口について記載しておりますが、184万2千人で、全国で23番目の人口を有しております。

次に、2ページの「市町村勢一覧」は参考データとして添付してございます。

次に、3ページをお開きください。左上2番目の「土地」を御覧ください。本県は総面積の約6割が森林で占められております。その下の3番の「気象」を御覧ください。この項目の右上に「人吉」とありますが、球磨川と川辺川が合流する付近にある、球磨地域の中心都市になります。6月、7月の降水量が多いことが確認できます。それから、右側に(移り)6番の「農・林・水産業」をご覧ください。この項目の中ほどに「主な農産物」や「水産物」の紹介をしておりますが、全国シェアの上位を占める品目が多数ございます。

次に、4ページをお願いいたします。このページの右側に13番として「県財政」が掲載されておりますが、これについては、後ほど詳しく御説明いたします。

次に、5ページをお願いいたします。本県の「水系別の河川の概況」について御説明いたします。河川法上の河川の区分は、左上の囲いにありますように、私達の生活へ及ぼす影響の重要度に応じまして「一級河川」「二級河川」「準用河川」の3つに分けられます。そのうち、二級河川は都道府県が管理し、準用河川は市町村が管理しております。左側の一級河川をご覧ください。一級河川は、河川法第9条第1項に基づき国土交通省が管理いたしますが、同条第2項により、国土交通省が指定する区間については権限の一部を都道府県に行わせることができる、となっております。球磨川水系に関しましては、太枠で囲まれた部分になりますが、大臣が管理する球磨川、前川等と、県が管理する指定区間に分かれております。

1ページ飛んで、7ページをお願いいたします。これが「球磨川水系の河川管理区分」の図面でございます。左上の凡例にありますように、茶色が国管理、緑色が県管理でございます。球磨川本川につきましては、左上河口から右側の市房ダムの下流付近までが国の管理、また川辺川につきましては、川辺川ダムによる湛水区間が国の管理となっております。

申し訳ございません、1ページ戻りまして、6ページをお願いいたします。「熊本県の河川位置図」でございますが、主な一級水系としまして、北から「菊池川水系」「白川水系」「緑川水系」「球磨川水系」がありますが、その中で最も大きな流域が球磨川水系でございます。

続きまして、球磨川の流域の概要について御説明いたします。資料は説明資

料の2をお願いいたします。

まず、1ページで「流域の地域特性」について御説明いたします。左下の「球磨川の諸元」をご覧ください。球磨川流域の面積は、熊本県土の約4分の1を占め、約1,880 km²です。流域内の人口は、熊本県全体の1割程度で、約14万人になります。左側の地図を御覧ください。球磨川水系は、上流部に盆地が広がり、球磨川本川と支川川辺川が合流する付近にこの地域の中心都市である人吉市があります。中流部は山間狭窄部で、下流部は扇状地の地形を呈し、そこに熊本県第2の都市であります八代市が広がっております。右上の方にこの流域の「土地利用」がありますが、8割以上が森林でございます。人口・資産は下流部の八代市及び上流部の人吉市に集中しております。「産業」は、八代市には、球磨川の水を利用した製紙業、金属製品等の工場が立地しております。農業では、米やイ草の二毛作が盛んで、イ草は非常に有名でございます。それから、上流部の人吉・球磨盆地は穀倉地帯であり、米を原料とした焼酎は全国的にも有名でございます。また、球磨川の特徴的な話として、かなり大型のアユが取れ、その漁獲量も多く、そのため、アユ釣りを楽しむ人達もたくさん来られます。それに、日本三大急流の球磨川下りも有名でして、この地域の観光のシンボルとして、球磨川の存在が挙げられます。

次に、2ページをお願いいたします。「気候特性」について御説明いたします。左上のグラフは年平均降水量を示していますが、全国平均は1,750 mmぐらいですが、球磨川流域では約2,800 mmの雨が降ります。また、降雨の大半は梅雨期に集中しています。右の方では、雨の降り方等の特徴を示しております。上半分は「梅雨性の降雨状況」、下半分は「台風性の降雨状況」に分けて、雨の降り方の傾向を示しています。まず、梅雨性の降雨状況につきましても、右側に降雨の時間的変化をグラフで示しております。梅雨時期特有のただならぬとした(雨が)何日も降り続き、その後集中的に雨が降った時に、大きな洪水が発生しており、また、短時間降雨、総雨量とも多い傾向にあります。次に、台風性の降雨状況では、中央下の地図で、台風が、白囲みで示しております球磨川流域の、東側を通る場合と西側を通る場合に分けて、降雨の時間的変化をグラフで示しております。降雨は、赤い線で示す西側を通る時に多く、緑の線で示す東側を通る時は比較的少ない傾向にあります。これらから、球磨川は、時間や空間の違いで、雨の降り方、洪水の出方が非常に違っているという特徴を持っています。

次に、3ページをお願いいたします。「地形特性」について、球磨川の流れに沿って上流から下流に向けて御説明いたします。まず、右上の写真「源流部」ですが、球磨川の源流部は非常に森林の豊かな場所です。その下の写真「上流部」ですが、球磨川本川は、球磨川水系の最大の支川である川辺川と、人吉市の上流部で合流しております。その下の写真「上流部」ですが、人吉盆地や人吉市街地を貫流後に、中流部の山間狭窄部へ流下するところです。次に、左下の写真「中流部」ですが、約43 kmという長い区間にわたって山間狭窄部がつながっております。この区間では小さな平地にたくさんの集落が散在し

ております。その上の写真「下流部」ですが、山間狭窄部の出口からしばらくは扇状地が広がっています。球磨川は、八代市街地の upstream で、それまでの北向きの流れから急に西向きの流れへと、写真で見ますと左に、急カーブしております。これは、昔の八代の城下町を洪水被害から守るために、当時、球磨川の流れを切り替えたためです。最後「下流(河口)部」ですが、八代海の干満を受けました干潟が広がるような地域でございます。

次のページになります。7ページをお願いいたします。ここでは、これまでの「主な洪水と治水計画」の時間的な流れが記載されております。大きな洪水としまして、昭和40年7月の洪水、昭和47年7月の洪水等があり、近年も、平成16年、17年と大きな洪水が発生しております。右の方に洪水被害の代表的なものを記載しております。昭和40年7月に、流量としては戦後最大を観測しております。全部で1万4,000戸ぐらゐの家屋が水に浸かったり、流されたりしました。右下の写真は、昭和57年7月の出水による人吉市での浸水状況を記載しております。次に、これまでの球磨川水系の治水計画、表の黄色の部分が大きな改修の計画になりますが、昭和12年に下流部の八代市から改修計画が始まりまして、昭和22年には上流部の人吉・球磨盆地の治水対策を本格的にやり始めております。その後、昭和35年に市房ダムが完成しております。昭和41年にそれらを踏まえた工事实施基本計画が策定されております。昭和48年には、中流部の狭窄部も一連工事に取り組むために、直轄に編入されております。

次のページ、13ページをお願いいたします。「河川環境の現状と課題」でございます。ここもゾーンに分けて記載しております。左下の「河口部」には、大規模な干潟が広がっております。シギ・チドリなどの渡り鳥の休息地として国際的なネットワークにも登録されており、シオマネキなどの干潟特有の生物が生息しております。それから、右側の「下流部」では、写真にありますように、球磨川堰及び新前川堰から下流にかけて八代海の干満の影響を受ける汽水域であり、汽水域特有の生物、それから、ヨシ原が生育しており、オオヨシキリなどが生息しております。また、写真の左下にあります遙拝堰の直下等では、昭和50年頃まではアユの良好な産卵場を形成していましたが、現在は昔の瀬や淵が消失し、アユの産卵場が喪失している状況でございます。また、各堰には魚道が整備されて魚類の縦断方向の移動が確保されておりますが、一部では、河床低下により魚道が十分に機能していないというのが現状でございます。下流部では、汽水環境、瀬や淵の再生・保全、それから、既設魚道の改良等による縦断的連続性の確保が課題となります。

次に14ページをお願いいたします。左側は「中流部」です。山間狭窄部では、河岸には奇岩・巨岩が重なり、瀬と淵が交互に出現し、アユ、オイカワ、カワムツなどが生息しております。また、河畔の高木林にはヤマセミなどが生息しています。中流部ではそれらに対する保全等が課題になります。それから、右上は「上流部」でございます。水際にはオギ、ツルヨシ、高水敷にはヤナギ林等が分布し、コムラサキ等の多様な動物が生息しております。また、右上の

写真ですが、過去の砂利採取で岩が露出し、瀬や淵が消滅している区間が存在しています。それから、ワンドが形成されていたり、川と周辺の水田や水路との連続性が欠如しているのが現状でございます。上流部では、瀬や淵、ワンドの保全・再生、それから、河川と背後地の横断的な生物の移動性・連続性の確保が課題となります。また、右下の「源流部」では、ヤマメ、サワガニ等が生息しており、良好な河川環境の保全と貴重な生物への配慮が課題となります。

次に、15ページをお願いいたします。「水質」でございます。水質の変遷については、昭和40年代前半は下流部で水質が悪かったようですが、近年は上下流ともに良好な水質で推移しております。また、濁水の発生については、洪水調節後の市房ダムの放流や山腹崩壊、流域の産業活動に起因するものがあるため、それらへの対応が必要でございます。

それから、16ページをお願いいたします。「河川利用の現状と課題」です。河川利用については、御覧のとおり様々なものがございまして、こういった、人々が親しむ所については、きちんとした対応をしていく必要があります。

それから、17ページをお願いいたします。「水利用」の現状です。左上のグラフにありますように、球磨川を流れる水は、従来から、発電、農業、工業及び水道用水に利用されています。

以上が、球磨川流域の概要の説明でございます。

続きまして、「川辺川ダム事業の概要」について御説明いたします。説明資料の3を御用意願います。開きまして25ページをお願いいたします。

まず、左上の「位置図」を御覧下さい。川辺川ダムが受け持つ流域は、左上位置図の下にありますように、人吉地点に流れ込む流域の約4割に当たります。

その下に、現在の川辺川ダム基本計画で示されている「川辺川ダムの諸元」を記載しております。ダム形式はアーチ式コンクリートダムです。堤高107.5m、集水面積470km²、湛水面積3.91km²、総貯水容量1億3,300万t、そのうち堆砂容量の2,700万tを除いた1億600万tが有効貯水容量であり、うち利水容量が2,200万tです。

次に、「川辺川ダムの目的」が中ほどに記載されております。これも現在のダムの基本計画に示されておりますが、ダム建設の目的は、大きく4つの目的があり、「治水」「かんがい用水」「発電」「流水の正常な機能の維持」です。そのうち主な目的であります治水について御説明いたします。中央にあります「球磨川計画高水流量図」をご覧下さい。ダム計画地点で、最大3,520t/sの流下量に対し、ダムにより3,320t/sの洪水調節を行い、下流に200t/sを放流する計画です。結果的に、建設中の川辺川ダムと供用中の市房ダムにより、人吉地点での基本高水流量を7,000t/sから、計画高水流量である4,000t/sへ低減するというものです。

下の方に「川辺川ダム事業の進捗状況」を示しております。生活再建関連であります付替道路の8割以上は完成し、宅地の代替地8箇所とも完成しております。水没家屋につきましては移転がほぼ完了している状況です。残る主な工

事としましてはダム本体に関連するものが主、という状況でございます。右下の写真は移転が概ね完了しております頭地代替地の全景であります。この写真は、撮影されたのが少し古うございまして、現在の頭地代替地とは若干様相が違います。白い点線で示された「前面盛土」、ここには代替農地とか五木中学校等が予定されておりますが、この代替地につきましては、昨年9月に五木中学校と県立人吉高校五木分校の移転が終わり開校しております。また、水没予定地に点々とある家屋についても移転が完了しております。

続きまして「川辺川ダム事業を巡る主な経緯」について御説明いたします。説明資料は4をお願いいたします。2枚組となっております。川辺川ダム事業の経緯の中から主なものを整理したものでございます。この資料でダム事業の全体的な流れを説明させていただき、このうち主なものについては、後ほど別の資料を使って詳しく説明させていただきます。なお、表の左欄に整理番号を表示しておりますが、説明の際は随時この整理番号を使います。

まず、整理番号1番です。昭和38年から40年にかけて球磨川流域で3年連続で大規模な水害が発生しました。この水害を契機に、3番の、昭和41年に当時の建設省が球磨川水系工事实施基本計画を策定、4番の、川辺川ダム建設計画を発表、さらに6番の、昭和51年には特定多目的ダム法に基づき川辺川ダム基本計画を告示しました。その後2度の見直しを経て、右の表の18番、平成10年に川辺川ダム基本計画変更が告示され、現在に至っております。この時のダムの計画概要は先程ご説明したとおりでございます。

4番をお願いします。4番の、昭和41年のダム計画発表後に、ダム建設を巡り水没地となる五木村と相良村では激しいダム反対の運動が起りましたが、国や県の働きかけもありまして、17番、計画発表から30年目となります平成8年に「ダム本体工事着工に伴う協定」が調印されました。

その後、国は、本体着工に向けた手続きの一つとして、球磨川漁協との漁業補償交渉に着手、併せて、20番の、平成12年に事業認定を告示しましたが、結局漁協の了承が得られず、漁業権等の収用手続に入ります。しかし、16番の、平成8年、ダム目的の一つであるかんがいを巡る、いわゆる「利水訴訟」が提訴され、28番、平成15年に国側の敗訴が確定し目的の一つが不透明になった結果、2枚目になりますが、35番、平成17年9月、国交省は収用裁決申請を取り下げる事態となり、同時に事業認定が失効しました。

この間、1枚目に戻りまして、24番でございます、平成13年11月に、ダム建設に反対する民間団体が、ダム無しでも70億円で治水は可能とする代替案を発表しました。県は、26番の、平成13年12月、ダム問題に対する県民の理解を得るには、いずれが妥当な選択肢か県民に見える形で科学的に検証する必要があると考え、国交省に働きかけ、国とダムに反対する団体等が対等の立場でテーマや進行を協議し、公開の場で対論型式で議論する「川辺川ダムを考える住民討論集会」を、平成15年12月までの2年間で、治水と環境をテーマに計9回の議論を重ねました。さらに、2枚目の33番です、平成1

6年5月から17年11月まで、治水の根幹であります基本高水流量に大きく影響する「森林の保水力」の共同検証が行われました。

37番ですけれども、一方、収用裁決申請を取り下げた国交省は、その後、改正河川法に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画を策定し、その後必要に応じダム基本計画を変更するという方針を示し、平成18年4月から約1年間、検討小委員会を11回(開催し)、河川分科会での審議を経て、右の表の46番、平成19年5月、「球磨川水系河川整備基本方針」が決定されました。なお、47番に移ります、県民に対する説明責任を果たしてほしいとの県の要望やこれを受けた検討小委員会からの要請を受けまして、平成19年5月から、国土交通省による基本方針に関する県民への報告会が、流域の内外で計53回開催されております。

また、川辺川ダム事業につきましては、これまで何度か、事業継続の妥当性等について事業の再評価が行われております。1枚目の左の表に戻りまして、15番になりますが、平成7年9月の川辺川ダム事業審議委員会、また、5年後の、右の表23番の、平成13年の(事業評価監視員会の)事業再評価では、「事業継続」とされております。さらに、5年経過の、2枚目の左の表の39番の、平成18年の(事業評価監視員会の)事業再評価では、「球磨川の治水対策は喫緊の課題であるが、河川整備基本方針」、これについても後ほど御説明いたしますが、「の策定審議中であり、目的の一つである利水計画においても農林水産省等が検討中であるため、事業は継続とするが、当面は道路整備等の生活再建対策及び調査を実施すること」とされております。

一方、こうした流れの中で、ダムを巡る最近の動きとして特筆すべき事柄としまして、ダム目的の一つであるかんがいに関して、43番になりますが、平成19年1月に農水省から新利水計画の水源をダムに依存しないという意向が示され、さらに、右の表の49番の、平成19年6月、同じくダム目的の一つである発電に関して、電源開発(株)から川辺川ダムの建設事業に参画継続することは困難であるとの意向が示されたという状況でございます。

以上で、主な経緯の説明を終わらせていただきます。引き続き、今説明した経緯の中から、住民討論集会等について、それぞれ別の資料で説明させていただきます。

続きまして、「住民討論集会、森林保水力の共同検証の論点」について御説明いたします。資料の方は、説明資料の5を御用意願います。

26ページをお願いいたします。先程の「川辺川ダム事業の主な経緯」の中でもありましたが、「川辺川ダムを考える住民討論集会」が開催されるに至る経緯は、左の上でございますけれども、平成13年11月、ダムに反対する民間研究グループが、ダムによらなくても流域の生命・財産が守れるとする治水代替案を発表し、住民団体や政党等がダムと代替案に関する公開討論会を求めました。それに対し、下になりますけれども、本県は、代替案が治水の手段としてダムに替わり得る具他のかつ妥当な選択肢たり得るのか、県民に見える形で

科学的に議論する必要があると考え、また、国土交通省はダム事業に関して県民への説明責任を果たすべきとの思いから、川辺川ダム事業をめぐる論点について、県民参加の下で、国土交通省、ダム事業に意見のある団体、学者、住民が相集い、オープンかつ公正に議論することを趣旨として「川辺川ダムを考える住民討論集会」が開催されました。左下の「住民討論集会の開催経緯」を御覧ください。第1回目が平成13年12月9日に始まり、平成15年12月14日までの計9回にわたり開催されました。また、第9回目の住民討論集会において、基本高水に関連する森林の保水力については、右上にありますけれども、「双方の学者が、国土交通省も含めて、やり方の方法、保水力の検証方法について協議し合うという合意が成り立ち」という経緯で、専門家会議が開催され、流域における森林の保水力について、ダム反対側及び国土交通省が共同で検証を行うため、双方の専門家同士が専門的な見地から、共同検証の方法等について具体的な議論が行われました。

次のページをお願いいたします。この資料は第9回の住民討論集会に使用しました資料でございます。当時のダム反対側と国土交通省、推進・容認側の審議の対象となった論点について、非常に簡潔に整理されておりますので、これを用いて説明いたします。まず、表紙でございますけれども、「川辺川ダムを考える住民討論集会」の大きなテーマは「治水」に関することと、「環境」に関することの2つでございました。

まず、「治水」に入ります前に、資料の6ページをお願いいたします。この「川辺川ダムを考える住民討論集会」の用語解説(治水)を用いて、治水に関する2、3の用語について簡単に御説明いたします。「2基本高水流量」を御覧ください。基本高水流量とは、洪水を防ぐための計画において基準とする流量で、流域に降った計画規模の降雨がそのまま河川に流れ出た場合の河川の流量のことです。また、図表の下に「計画高水流量」とありますが、計画高水流量とは、計画河道を設計する場合に基となる流量で、基本高水流量からダムなどの各種洪水調節施設での洪水調節量を差し引いた流量となります。つまり、次の囲いにありますように、 $\text{計画高水流量} = \text{基本高水流量} - \text{洪水調節量}$ となります。その他の用語につきましては追々説明させていただきます。

それでは「治水」について御説明いたします。1ページにお戻りください。左側にダム反対側、右側に国土交通省、推進・容認側と、各論点に関する双方の意見、主張が対比してあります。論点としましては「1治水の必要性」「2大雨洪水被害の実態」(から始まり)、「3基本高水流量」から「6洪水調節流量」までの論点には、ダム反対側と国土交通省、推進・容認側とが(主張した)、双方の考えに基づいた数値やその根拠が示してあります。例えば、「3基本高水流量」という論点では、2ページの上の方にありますように、特に森林保水力がもたらすピーク流量の低減効果について議論されました。反対側の考えとしまして「森林保水力を見込めば、ピーク流量を低減できる」という考えに対しまして、国土交通省側としましては「大規模な洪水時には洪水がピークに達する前に、流域が流出に関して飽和に近い状態となるため、ピーク流量の低減

効果は大きく期待できない」という主張でございます。また2ページ下の「現況河道流量」、それから、3ページには「計画河道流量」「洪水調節流量」(それぞれ)について、ダム反対側と国土交通省、推進・容認側が(主張した)、双方の考えに基づいた論点及び流量等の数値が記載してあります。その他、4ページになりますけれども「ダム以外の代替案」、それから5ページの「費用対効果」についても論点でした。「費用対効果」ですけれども、申し訳ありません、飛んで12ページをお願いいたします。事業の投資額に対してどれだけの社会的効果が得られるかを、事業効果を貨幣価値に換算した便益、ベネフィットと、費用、コストの比で表現した指標でございます。

続いて、16ページをお願いいたします。「川辺川ダムを考える住民討論集会の論点」の「環境」について御説明いたします。まず16ページの「1ダムによる水質影響」では、水温の問題、17ページに参りまして、濁りの問題、水棲昆虫への影響、河川水の変化、底質への貯留、ダム湖の富栄養化の問題の項目について議論がなされております。続いて「2ダムによる流量影響」では、ダムからの放流方法について審議がなされております。続いて、19ページの「魚類(アユ等)への影響」については、アユの個体調査、アユへの濁りの影響、付着藻類の問題について議論がなされております。続いて、20ページの「八代海への影響」については、既存ダムの漁業への影響、ダムなどに溜まった汚泥と赤潮の関係、川辺川ダムの影響予測、既存ダムなどと干潟の減少の関係について審議がなされております。続いて、23ページの「5希少生物への影響」について、クマタカへの影響、九折瀬洞の生物への影響について審議がなされております。続いて、24ページの「6その他」については、ダム代替案による環境影響、環境アセスの実施について審議がなされております。

以上が「川辺川ダムを考える住民討論集会の論点」の「環境」でございます。

「川辺川ダムを考える住民討論集会」の各論点につきましては、次回以降の有識者会議において、詳しく御説明したいと考えております。

説明者を交代させていただきまして、説明資料6につきまして御説明いたしたいと思っております。私、河川課の土木審議員をしております猿渡と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。今お話がありましたように、球磨川水系河川整備基本方針が昨年5月に策定されましたが、その策定に当たりまして社会資本整備審議会河川分科会検討小委員会で議論された論点等について説明をいたしたいと思っております。資料6をお願いいたします。表紙をめくっていただきますと、資料6は上段、中段、下段と大体3つで構成をされております。この左上に記載しておりますタイトルに「河川法の動きと治水計画制度」とありますように、川辺川ダムが河川法、それから治水計画制度でどのように位置付けられるかについて、まず御説明をいたします。この資料は左から右へ時系列に整理をしております。そして上段は河川法の動き、黄色く塗ってありますけれども河川法の動き、それから中段は治水計画制度との相関、それから一番下の段は特定多目的ダム法でのダム基本計画の経緯となっております。

まず、上の段、河川法の動きというところを御覧いただきたいと思います。河川は主に河川法という法律に基づいて整備が進められます。河川法の歴史を少し述べますが、まず左側の箱ですけど、明治29年、過去相次いで起こりました水害の防止、いわゆる「治水」に重点をおいた「旧河川法」が制定されました。それから昭和39年の枠、真ん中の中くらいの枠ですけれども、2番目の枠でございますが、時代は流れまして、戦後の災害対策、食糧増産、電力供給という当時の社会要請を受けまして、昭和39年に制定されました「新河川法」、これでは「治水」と「利水」の規定の充実が図られました。枠内の真ん中のかぎ括弧にありますように、この新河川法では、河川管理者は、河川整備の計画制度として、水系ごとに、ここにありますが、「工事実施基本計画」、括弧で「以下『工実』」と書いてありますが、これを策定するということとされました。その枠内の下の方に箱が2つ横に並んでございます。この左側の箱、「工事実施基本計画」の略称で「工実」と書いてあるところですけど、工事実施基本計画の内容といたしましては、長期的な基本方針、それから基本高水、計画高水流量等、そして併せて、主な河川工事の内容等として、具体的な河川改修事業とかダム事業等もここで位置付けられています。それから、右側に矢印が出てまして、個別の事業という箱が一つございます。ここにありまうように、工事実施基本計画に基づきまして、地区の河川改修事業、あるいは個別のダム事業等が実施されて参りました。次の枠、一番右側の平成9年の枠、上の段の一番大きい枠でございますが御覧ください。その後の社会経済の変化によりまして、平成9年の河川法改正では「治水」「利水」に加えまして「河川環境の整備と保全」、いわゆる「環境」に関して充実が図られました。また、枠の下の方に箱が三つ横に並んでおりますけれども、これまでの「工事実施基本計画」を、治水計画制度の二つの枠「基本方針」と「整備計画」、この二つに分割がなされました。「基本方針」を策定した後に「整備計画」を策定するという二段階の制度となりました。まず「基本方針」の箱を御覧いただきたいと思いますが、基本方針の内容は、長期的な基本方針、基本高水、計画高水流量等、そこまでといたしまして、右側に矢印が出ていますけれども、次に策定いたします整備計画で、河川改修やダム事業等、具体的な河川工事が計画として位置付けられるということになりました。さらに右側に矢印が出ておりますけれども、河川改修やダムなどの個別事業が、これに基づいて実施されるということになります。

次に中段、真ん中の段の「治水計画制度との相関」を御覧ください。川辺川ダムが治水計画制度でどのように位置付けられているかということでございますけれども、中段に3本横に、青と緑の矢印がございます。その一番左側の青の矢印でございます。昭和41年、球磨川水系工事実施基本計画が策定されておまして、この計画の中に川辺川ダムが記載されております。現在は、次の二番目の緑の矢印、ここにありますが、「球磨川水系河川整備基本方針」が策定されたところでございます。策定された基本方針について少し見ていただきたいのですが、別途「参考資料」という、一番最後に付けさせていただいている

と思います。恐縮ですが見ていただきたいと思います。参考資料の、少し厚手の参考資料ですけど、右下にページ数がふってあります、これの7ページから14ページ、これがいわゆる「球磨川水系の河川整備基本方針」、策定されたものでございます。このうちの、右下にページがふってあります12ページをお願いいたします。この12ページの下に一覧表が載っております。基準地点「人吉」「横石」と書いてます。横石とは八代のことなんですけれども、その基準地点での、基本高水流量、洪水調節施設による調節流量、河道への配分流量、ここまでが定められております。ここで具体的な洪水調節施設につきましては、まだ決められておりません。申し訳ございません、資料6の方にもう一回戻っていただきたいと思います。資料6の中段の先程の二番目の矢印でございます、基本方針の矢印でございますが、この方針の中には、繰り返しまさけれど、基本高水流量と計画高水流量及びその差し引きに当たる洪水調節流量は定められておりますけれども、洪水調節を行う具体的な施設、つまりダムや遊水池等の具体的な洪水調節施設については、右側三番目の矢印であります「河川整備計画」で、今後、国土交通省が整備計画案を示した上で、「地方公共団体の長の意見を聴く」などの法に基づく手続がとられることとなります。

それから、最下段「特定多目的ダム法」のところを御覧ください。川辺川ダムは昭和42年に事業着手しましたが、その時点では、先程お話いたしましたように、昭和38年からの3年連続の災害を契機としておりまして、主に治水を目的に検討されておりました。その後、昭和51年、特定多目的ダム法に基づいて、ちょっと小さくて申し訳ございませんけれど四つの箱を記載しておりますように、「洪水調節」「正常流量」「かんがい」「発電」、この4つの目的をもつ多目的ダムとして、ダム基本計画が策定されております。冒頭説明がありましたように、川辺川ダムの構造、規模、事業費、工期、具体的な整備計画につきましては、このダム基本計画で定められております。その後、平成10年に事業費とか工期等、基本計画の見直しが行われまして、現在に至っております。それから、後ほど説明がありますけれど、目的の一部である、先程も少しありましたが、目的の一部である「発電」や「かんがい」については、それぞれの事業者から「参加が非常に困難である」という旨の意志表示が国土交通省にあっておりますので、今後、基本計画の見直しが見込まれるところでございます。以上が説明資料の6でございます。

次に、説明資料7をお願いいたします。説明資料7の表紙を御覧下さい。このタイトルにありますように、「球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会での論点」につきまして、本日は論点のみ簡単に御紹介をいたします。議論の中身につきましては、次回以降の有識者会議で説明できればと考えております。資料7の表紙をめくってください。

まず始めに、検討小委員会について御説明いたします。左側の方に図を書いてございます。球磨川水系における河川整備基本方針の策定に当たりまして、河川法の規定に基づきまして、国土交通大臣から社会資本整備審議会に付議さ

れ、その会長から河川分科会に付託され、そして、その分科会の下に設置されました検討小委員会におきまして、この基本方針(案)に関する調査審議が行われました。付議、付託の流れが上から下へ、それから報告、答申の流れが下から上に向かっております。検討小委員会は左側の図の一番下の箱に当たります。

次に、1ページめくっていただきまして、左側に審議経過、右側に主な論点を記載しております。球磨川水系河川整備検討小委員会の各回における論点について、少し見づらいかと思いますけれども、左右交互に御説明をいたしたいと思います。まず、左側の「審議経過」を御覧ください。球磨川水系につきましては、第1回目の検討小委員会は平成18年4月13日に開催され、その後11回、延べ30時間を超える審議が行われました。平成19年3月23日に終了しております。球磨川以外の他の水系における検討小委員会の開催回数を見ますと、通常2回、3回というのが多いようでございます。

左側の一番上の を御覧ください。第1回の委員会の審議内容は「特徴と課題」についてでございました。流域の概要や治水面、利水面、環境面の特徴と課題について、事務局から説明がありました。検討小委員会としては、第2回のところですが、地元におけるこれまでの川辺川ダムに係る経緯を踏まえまして、第2回目では「住民討論集会及び森林の保水力の共同検証と経緯と論点」を議題といたしまして、住民討論集会の追体験をするということにされました。その第2回、第3回小委員会の審議内容は「森林の保水力」についてでありましたが、その主な論点は、右側の方に目を移していただきますと、右側の一番上の黒枠で囲んである箇所でございます。1つ目のポツですが、既往最大の昭和40年7月洪水が発生した当時から現在までの間において、森林の状態が変化したことに伴い森林の洪水緩和機能が拡大したかどうか、それから2ポツ目ですが、今後、現在の手入れの不十分な人工林を針広混交林化することにより、森林の洪水緩和機能の増大が期待できるかどうか、という論点で審議がございました。次に、左側の4つ目の を御覧ください。第4回から第6回の小委員会で「基本高水のピーク流量」について審議がなされました。すみません、右側の方の2番目の黒枠で囲んでいる箇所でございますが、主な論点として3点ありました。1点目は計画降雨継続時間に関連して、それから2点目、3点目は降雨の引き伸ばしに関連して、というようなことで議論がなされております。いずれも、実際に降った雨から基本高水流量を算定する過程の計算手法に関する、大変テクニカルな内容になっております。また、第4回～第6回では、右側の上から3番目の枠、黒枠で囲んである箇所でございますが、基準地点、治水安全度に関連してということで、1点目は基準地点を人吉地点の1地点とするか、人吉地点と横石地点の2地点とするのか、2点目は治水安全度を現計画と同様に80年に1回とするのか、という論点で審議が行われました。次に、左側の5つ目の を御覧ください。第7回～第9回の小委員会で「計画高水流量」について審議が行われました。その主な論点は、右側の方ですが、下から2番目の黒枠で囲んであるところですが、環境を含む自然的及び社会的制約の中で、河道でどれだけの流量を流し得るのか、と

というような内容で論議されました。次に、左側をお願いします。左側の6つ目の を御覧ください。河川環境、河川利用につきまして、第10回、11回の小委員会で審議されました。審議の中で、右側の一番下の黒枠でございますが、洪水調節施設の整備に伴う環境への影響ということで、1)水質の悪化、2)下流河道への土砂供給が減少することによる人吉層の露出、3)湛水域にある洞窟に生息する稀少生物への影響、といった内容の審議が行われております。

また、各回の検討小委員会へ、住民からの意見書が多数提出されてございます。これらの意見書につきましては、各委員へ、事前または検討小委員会の中で、配布されております。ダムに反対する側の住民からの意見書は計50通以上ございまして、実は、本日は住民からの意見書につきましては用意しておりませんけれど、次回以降の有識者会議で御用意できると考えております。

以上が、球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会での主な論点でございます。次に説明者を交代して、説明資料8「漁業補償交渉と収用裁決申請について」説明させていただきます。

それでは、先程資料4によりまして全体的な主な経緯等がございました。若干重複する部分もございまして、これからダム事業に関連します、漁業補償それから収用裁決の取り下げ関係、利水関係、それから更に、地元での動向及びそれに対する国・県の対応につきまして、最後に県の行財政の状況について、説明を申し上げたいと思っております。お手元の説明資料の8「漁業補償交渉と収用裁決申請について」というものをお願いしたいと思います。ここでは、川辺川ダム事業におきまして、漁業補償交渉と収用裁決という事柄がどのような関わりを持ちながら展開していったのか、ということについて御説明したいと思います。

まず左側の四角を御覧いただきたいと思っております。先程から話が出ております「川辺川ダム基本計画」でございます。いわゆる特ダム法に基づいて告示されております。ここに記載してあります4つの目的がダムの目的となっております。この川辺川ダム計画に対しましては、計画当初、地元において大変反対運動が展開されております。これは後ほど御説明いたしますが、その後、平成8年でございます、ダム本体着工の同意がされております。地元の関係者の同意が得られております。

これを受けまして国交省は、平成12年、ダム本体着工のため、漁業権を持ちます地元の球磨川漁協との補償交渉に着手しました。さらに、平成13年11月でございますが、漁協が、この、国からの漁業補償契約案を否決いたしました。このため国土交通省は、右横の「収用裁決申請」から上の「収用委員会」の方に、大きな四角に、矢印が伸びておりますが、平成13年12月になりますが、土地収用法に基づきまして、県の収用委員会に対して漁業権等の収用裁決を申請しているわけでございます。これを受けまして、収用委員会は平成14年2月でございますが、審理を開始いたしました。

一方、これに対してでございますが、一番下の段でございます、先程から申

し上げております「農水省の国営川辺川土地改良事業」という四角の欄がございます。この事業は水をダムに求めるということから、左に「かんがい」というのがありますように、ダム目的の一つとされ、昭和58年から事業がスタートしてございました。その右に、箱に示しておりますとおり、計画変更の手続を巡り、先程から話が出ております利水訴訟が提起されまして、さらにその右でございますが、平成15年5月に国側が敗訴するという事態となりました。

この利水訴訟の国側敗訴によりまして、矢印が上に伸びておりますが、これに対して収用委員会は、収用裁決の前提となりますダム基本計画、その四つの目的のうちの一つである「かんがい」が大変不透明な中では審理ができないということ、そのため新利水計画の策定を待つというようなことで、審理を中断しております。

再び一番下の段の「新利水計画の策定作業」を御覧いただきたいと思いますが、利水計画につきましても、新たな計画策定に向けて関係者の協議が進められました。しかし、計画の策定が大変難航したわけでございます。

それから、矢印が上に行っておりますが、(国土交通省は)収用委員会からダム事業計画の変更等について示すように求められたわけでございますが、国土交通省の方は、(農水省の新利水計画)策定が遅れていたことから、これを示すことができませんでした。その結果、平成17年8月でございますが、県収用委員会は、審理の(できない)状況が長く続くということは、土地収用法の趣旨からして問題であるとして、国土交通省に対しまして、収用裁決申請の取下げを勧告したわけでございます。これを受けまして、国土交通省は平成17年9月に収用裁決申請を取り下げることとなります。これにより、漁業権の収用ができず、ダム本体工事に着工できない状況が現在まで継続しているという状況でございます。

次に資料の9をお願いしたいと思います。先程から話が出ております「国営川辺川土地改良事業の概要について」でございます。

まず、上の写真を御覧いただきたいと思います。この事業の対象区域は、球磨川の北部、写真でいいますと左側の点線で囲んだ区域となります。人吉市他3町2村にまたがります農業地帯で、台地上の土地は、火山灰に覆われた特殊土壌地帯であり、抜本的な用水手当がなされていない地域でございます。

写真の左の欄を御覧ください。この事業は、農林水産省が事業主体となりまして、農地に水を届けます「かんがい排水」事業、新たに農地を造成します「農地造成」事業、既にある農地の整理を行います「区画整理」事業の3事業からなっております。農業を基盤とするこの地域の農業振興を目的としたものでございます。

次に事業の変遷を御説明したいと思います。下のフロー図でございますが、左から御覧いただきたいと思います。さっきお話が出ましたように、昭和58年から事業に着手しまして、平成6年になります、受益面積を減少する等の計画変更を行いました。ここで問題となりましたのがその同意率でございます。

土地改良事業では、当初目的を策定する場合とか、あるいは、計画を変更する場合は、いずれも、法によりまして関係農家の3分の2以上の同意を必要としております。この変更の同意手続きについて、関係農家の一部から異議申立が行われました。国はこの申立を棄却したわけでございます。これを不服としまして、関係農家が提訴いたしました。右の黄色の四角を御覧いただきたいと思っております。先程から出ておりますように、平成15年5月の控訴審におきまして、かんがい排水及び区画整理の2つの事業につきまして、関係農家の同意が法上必要な3分の2を充たしていない、との判断がなされまして、国側が敗訴し、それが確定したわけでございます。

さらに、その右の赤の点線で囲まれている大きな四角でございます。新利水計画策定でございます。敗訴を受けまして、新たな利水計画の策定が必要となりました。国及び県は、新たな利水計画の策定に当たり、裁判で争った者同士が対峙したままでは計画策定に必要な関係農家の3分の2の同意が難しいと判断いたしました。そのため、県が調整役となりまして、農水省、県農政部、それから地元の市町村、推進農家、それから裁判を行いました川辺川利水訴訟原告団及び同弁護団の6者によります「事前協議」を、平成15年6月から開始いたしました。以後、当初の予定としましては1年で計画を策定するという予定にしておったわけでございますが、結果として、3年余り、延べ78回にわたります協議を重ねたわけでございます。平成18年7月でございますが、農水省が新たに示しました水源案、既にあります民間発電所の導水路を利用する案に絞り込むという整理を行ったわけでございます。しかし、一部自治体の、農家負担金、自治体の財政状況等に対する懸念から、地元市町村の合意が形成できないという状況に陥りました。

このように、地元市町村の合意形成ができないという状況を踏まえまして、事業主体でございます農水省は、平成20年度において、本事業の予算の計上を見送り、事業を休止するとしたわけでございます。

なお、現在は、関係市町村長による協議が再開されております。県としては地元の合意形成を待っている状態でございます。

それでは、ダム計画に関連しまして、地元五木村・相良村の動向、それに対する国・県の対応につきまして御説明いたします。資料の10を御覧いただきたいと思っております。

昭和38年から40年にかけて球磨川流域で3年連続して水害が発生し、さらに、熊本県議会及び人吉市議会とも抜本的な治水対策を国に要望しております。これらを受けて、昭和41年でございますが、国は川辺川ダム事業の計画を発表しております。中ほどの「県」の欄の右にございます、黄色の四角を御覧いただきたいと思っております。国によりますダム計画の発表後、県は、計画実現のために五木・相良両村へダム建設の協力を働きかけ、両村の水没地を対象とします振興計画を提示しております。

次に、下の「五木、相良」の欄の紫色の四角、「建設反対、要求書提出」を

御覧いただきたいと思います。川辺川ダム計画は、相良村で60世帯、五木村では村の中心部を始めといたしまして、当時の五木村の約半数の世帯となります。489世帯を水没させるという大規模な計画でありました。そのため、五木村では、すぐに建設反対の表明がなされ、上の紫の四角でございますが、村議会も反対の議決を行っております。その後、五木では、県が村の振興計画を示すなど積極的にダム計画を推進したこともありまして、ダム建設反対の運動は継続されていたわけでございますが、村などと国、県との度重なる補償交渉は行われていったわけでございます。

さらに、右の紫の「一般補償基準妥結、移転開始」の四角でございます。そのような結果、昭和56年になりますが、国と五木村の一部水没者団体及び相良村の水没団体の間において補償基準が妥結しまして、水没世帯の移転が始まったわけでございます。相良村の水没世帯60戸は、昭和58年の3年間で移転が完了しました。その約7割は村内に移転したわけでございますが、五木村ではもともと平坦地が少なかったこと、移転のための代替地の整備が遅れていたこともありまして、水没世帯の多くが村外に移転したわけでございます。

ちょうど中央の部分でございますが、昭和59年の縦長の部分でございます。「川辺川ダム建設に伴う協定締結」の四角を御覧いただきたいと思います。昭和59年には、国と残されました水没団体とのダム建設の合意が成立しました。

すぐ横の黄色の長四角を御覧いただきたいと思います。昭和61年になりますが、五木、相良村と国、県と協議をいたしまして「水源地域整備計画」が策定されました。ここから、国の公共補償工事の進捗と相まって、この地域のハード整備が本格化していきます。「水源地域整備計画」と申しますのは、「水源地域対策特別措置法」、水特法と言っておりますが、それを根拠といたしまして、県が整備計画を作成いたしまして、国が決定・告示するものでございます。この法律は、ダム建設によりまして一定の地域が水没することになります、そのことによりまして水没地を含む地域社会が大きな影響を受けることになるわけでございますが、この影響を少しでも緩和し地域社会を活性化する、このことを目的とした法律でございます。

さらに、平成8年の縦長の「ダム本体着工同意に伴う協定書調印」の四角を御覧いただきたいと思います。平成8年には、「ダム本体着工同意に伴う協定書」が調印されました。ダム本体着工にむけた準備が進んでいきます。

さらに、右の縦長の黄色の「五木、相良地域振興計画」の欄を御覧いただきたいと思います。平成14年になりますが、県、五木・相良両村が協働で「五木・相良地域振興計画」を策定いたしました。この計画は、これまでの、先程申しました水源地域整備計画等の五木・相良両村に対します振興計画が主にハード整備に関するものでありました。これまでに整備されましたこれらの基盤を活かすために、ソフト施策に重点を置いて作成したものでございます。平成15年から10年間を計画期間として、現在、両村とともに中間見直しを進めているところでございます。

先ほど申しましたように、ダム事業の先行きは大変不透明な状況にあります

が、しかし、このような中であっても地元の振興は停滞させてはならないとし、道路、橋梁などのインフラ整備、役場庁舎、学校などの公共施設をはじめとします住民の生活に直結します生活基盤関係の施設の整備は着実に進められております。さらに、一番右の中央ほどの水色と黄色の大きな四角を御覧いただきたいと思います。現在では、先程も説明がございました、村の中心地でございます頭地に予定されています「頭地大橋」、この他「付替道路」、「消防署」、「代替農地」などを残すのみとなっております。先程申しました「水源地域整備計画」では、本年3月現在におきまして90%を越える進捗状況でございます。

以上、簡単でございますが、川辺川ダム建設計画に伴います五木・相良両村の動向と国・県との対応についてご説明いたしました。

引き続きよろしゅうございますでしょうか。

【金本座長】

はい。残りわずかなので。すみませんが。

【事務局】

わかりました。

それでは、私からは、説明資料11に基づきまして、熊本県の財政の概要と川辺川ダム事業に係ります県の財政負担の見込み、試算につきまして、御説明させていただきます。

まず、「県の財政規模」について御説明いたします。1ページ目の下のグラフを御覧いただきたいと思います。平成2年度から平成18年度までの本県の財政の規模の推移を表したグラフでございます。平成2年度に大体7千億円弱でございました財政規模でございますが、平成3年頃のいわゆる「バブル崩壊」後の景気浮揚を目的といたしました経済対策の実施に伴いまして、平成12年度には9千億円程度まで大きく拡大してございます。しかし、経済対策のために、県の借金でございます地方債の発行や、貯金でございます基金の取崩しを進めましたことで、次第に財政状況が厳しくなりまして、平成12年度をピークに大きく財政規模も減少しておりまして、平成18年度には7千4百億円程度というふうになってございます。このように、決算規模が縮小した要因といたしましては、1点目といたしまして、財政状況の悪化を踏まえまして、県として財政健全化の取組みを強化したという積極的な理由、それと、2点目といたしましては、国の三位一体の改革によりまして地方交付税等が大きく削減される中で、嫌でも縮小するという厳しい財政運営を余儀なくされたということにあるのではないかと考えてございます。

次に、「本県の財政構造の特色」について御説明いたします。2ページをお願いいたします。2ページ目でございますが、1点訂正がございます。右上の表の人口の単位が「百万人」となってございますが、「万人」の間違いでござ

いますので、申し訳ございません、訂正させていただきます。財政構造につきましては、2ページ目の左側の上の表を御覧ください。歳入の決算でございます。歳入の決算規模は、全国で第22位と、おおむね中位でございますが、自主財源でございます地方税の比率が小さく、依存財源でございます地方交付税の比率が高いという特徴がございます。また、その表の一番下でございますが、「うち県債」ということで、借金の比率も高くなっております。2ページ目の左側の下は、歳出を、義務的経費とか投資的経費とか、そのように性質別に整理した表でございます。歳出の総額も、決算規模も、全国で23位とおおむね中位でございます。ただ、都市部に比べますと、社会資本整備を進めることなどによりまして、投資的経費の割合が高く、また、これまで発行しておりました地方債、借金を返すために公債費の割合が高くなっているということが見てとれます。右側の下は、今度は、歳出を、総務費でございますとか農林水産業費でございますとか、目的別で整理したものでございます。これにつきましても、本県の産業構造等を反映いたしまして、農林水産業費の割合が高くなっているということと、高齢化等を背景に、民生費の割合が高くなっているということが特徴かと思えます。おめくりいただきまして3ページ目の表でございます。3ページ目の表は同じく特色でございますが、全国的に比較するための財政指標を並べてございます。1番上は「財政力指数」ということで、1番なじみが深い指数でございますが、1に近いほど財政基盤が強いことを示すものでございますが、本県の数値は0.365ということで、全国32位ということで、全国平均を下回っております。残念ながら財政基盤は脆弱と言わざるを得ない状況でございます。2番目は「経常収支比率」ということで、財政構造の弾力性を示す指標でございます。こちらにつきましても93.1%と全国平均を下回っております。すみません、下回っておりますのでこれは良いんですが、平成13年度との比較といたしましては、他都道府県と同様増加傾向にございますので、やはり、本県も他県と同様、財政の硬直化が進んでいるということでございます。3番目は、公債費によります財政負担の度合いを示す「実質公債費比率」でございますが、こちらの方は13.4%となっております。

1ページめくっていただきまして、4ページは、近年の、平成15年度からの「本県の財政運営の状況」を示しております。本県の財政状況は、先程も申し上げましたとおり、国の三位一体の改革等によりましてかなり悪化したため、行財政改革の取組みに加えまして、中段の表にございますように、基金の取り崩し、いわゆる貯金の取り崩しや、追加的な起債、借金ですが、借入金を増加するということの財源対策を実施しております。一番上の表のとおり、決算上の収支的には黒字決算でございますが、これらの財源対策を実施していなければ、平成16年度以降は赤字になるような厳しい財政状況にあるというような状況ではございます。

三位一体の改革の影響がどのようなものであったかというものを5ページに整理してございます。三位一体の改革によりまして、結果的に地方交付税が大

幅に削減されておりますので、地方税収の増加が少ない団体ほど、一般財源、比較的使い道が自由な一般財源の額が減少しております。

次の6ページは、県の借金でございます「県債残高」と、貯金にあたります「基金の推移」を表したグラフでございます。県債残高につきましては、後年度、交付税等で措置される地方債もでございますので、それを除きました、いわゆる通常債につきましては、投資的経費をかなり抑えてございますので、発行額も減っております。その結果としまして、通常債ベースでは、平成15年度から減少に転じております。ただ、地方交付税を借金に振り替えるという国の制度改正等が行われておりますので、それらを加えました県債全体としましては、引き続き増加しております。また、本県には、財政調整等に活用する基金、貯金が四つございますが、その基金の残高は、平成12年度を底といたしまして、財政健全化の取組みなどによりまして僅かながら増加して参りましたが、現時点の平成19年度は減少する見込みとなっております。

開けていただきまして、7ページは「一般財源」、使い道が比較的自由な一般財源についての資料でございます。平成19年度予算額は約7千3百億円でございますが、そのうち使い道が特定されない県税や地方交付税などの、いわゆる一般財源は、67%、約4千9百億円となっております。ただし、そのうち人件費や交際費等義務的な経費、さらには税の交付金とか法定負担金等準義務的な経費も加えますと、合わせまして9割を越えておまして、政策的に使える部分は約670億円ということで、歳入予算の1割に足りない程度の規模となっております。

8ページは「川辺川ダム事業に係ります県の財政負担見込額」につきまして試算した資料でございます。あくまでも試算の数字でございます。左側の表が建設費の表でございます。上から3段目が現在の基本計画の総事業費に基づく試算でございます。総事業費は2,650億円となっております。この総事業費につきましては、あくまでも現在の基本計画に基づく額でありまして、その後のかんがいや発電がダムの目的から外れた場合等の影響等については反映しておりませんので、御留意いただきたいと思っております。平成19年度までの県負担額は445億円でございます。現在の河川法等の関係法令に基づく負担割合等を用いて試算しますと、今後136億の負担が見込まれることとなりますので、これまでの負担額と合わせまして、県の負担総額は約581億円になるものと試算しております。なお、今後の負担見込み額136億円につきましては、現在の地方交付税制度に基づき試算しますと、交付税措置が見込まれますので、実質負担額はだいたい75億円程度になるものと試算してございます。その下に「国交省推定」という欄がございます。総事業費が3,300億円となっておりますが、この数字は、先程出ました平成16年度の新利水計画策定に係る事前協議の際に、国交省が示した事業費で、国土交通省は「不確定要素が多く残されており、精緻な試算を行うことは困難であって、3,300億円は最終的な事業費ではない」とされておることに御留意いただきたいと思っておりますが、この3,300億円という数字を基に、先ほど申し上げました数字と同

様の方法により試算した場合の負担額を参考としてお示ししております。8ページの右側が維持管理費でございます。国交省が示しました額を基にして試算した結果、県の負担額は平均で1年あたり約5億9千万円になるものと試算してございます。

以上で、県財政の概要とダム事業に係ります県の財政負担見込み額の説明を終わります。

【金本座長】

はい。ちょっとぼーっとしてて、先に休憩を取ったが良かったかなと思いますが、このへんで休憩を取らせていただいて、質問、御意見等をお考えいただくということにさせていただきます。

ということで、10分ほど休憩をいただいて、その後再開ということにさせていただきます。

(休 憩)

【金本座長】

それでは審議を再開いたしたいと思います。

これまで事務局の方から御説明いただいた内容について、御質問とか御意見とかございましたらお願いをいたします。それぞれの細かい内容については、これから何回もかけて御説明をいただくということでございますが、それを前提に質問事項等ございましたらお願いします。

【池田委員】

資料2の7ページの部分ですが、右下に昭和57年出水のことが書かれていますけれども、ここで「引堤や特殊堤による整備を完了していた」と書いてあるんですが、特殊堤というのは、これはパラペットということでしょうか。それで、特殊堤の高さはどれくらいあって、特殊堤で余裕高をクリアしているのかどうか、その辺りを教えて頂きたいのですが。

【事務局】

ただ今の質問でございますけれども、委員おっしゃられたとおり、パラペットで余裕高を確保しております。そのパラペットの正確な高さというのは、国交省の管轄下でございますので今手元にはございませんが、ほぼ1m程度だったと思います。

【池田委員】

そうすると、これは余裕高の部分を超えて溢水をしたということですね。

【事務局】

そういうことになります。

【池田委員】

わかりました。

【金本座長】

専門的な話になりますので、分かりやすい御質問と御説明をお願いいたしたい。パラとかつてのは何でしょうか。

【池田委員】

堤防の上に、コンクリートで、よく海岸にコンクリートの堤防みたいなのがありますが、ああいう構造のをパラペットというわけでして、普通はあまり使ってない、ここはやはり相当厳しい状況なのでそのようなことをしているのかなあという印象です。

【鈴木(和)委員】

それでは、先程の説明を多岐にわたって理解したわけではありませんが、今の置かれた現状ということを知るために必要な理解になるのではないかと思っ
て、説明資料3の右下に書いてある、25という最初のページがありますが、この下に事業の進捗状況と、その右の方にダム事業における主な工事の進捗状況と二つ図がありまして、説明されなかったものですから、これをもう少し説明していただけたらと思います。左下の事業の進捗状況の図と中央にありますダム事業における主な工事の進捗状況。

【事務局】

真ん中にあります棒グラフですけれど、代替道路が36.2km、代替地が宅地で8ヶ所、家屋移転が549世帯、用地買収が4.7km²、ダム本体一式となっております。それと左の事業の進捗状況の平面図、これが一応リンクしておりまして、道路につきましては道路の凡例がございまして、完成が濃い色、工事中がピンク色、未着工が緑色というような色分けになっております。これが、総計しまして道路の場合が84%の進捗であるということでございます。

【鈴木(和)委員】

それは完成が84%ということですか。工事中未着工が16%ということですか。

【事務局】

完成が84%ということでございます。次に代替地の8ヶ所と申しますのも、引き出し線と申しますか(線で引っ張って示してありますように)、野原の代替地とかずっとありまして、この代替地が8ヶ所ということで、これで完成していると。そのような対比になるかと思っております。

【鈴木(和)委員】

次の、家屋移転99%の(残りの)1%というのは。

【事務局】

これは、1世帯まだ残っているという状況でございます。

【鈴木(和)委員】

もう一つ、用地買収未買収5%というのは。

【事務局】

これは、道路敷とか買収が出来ていない部分もでございます。今申し上げました家屋の1世帯の方が所有していらっしゃる宅地、畑、それから、それ以外にも共有地とか道路地区の中に入っている用地、そういうものがございます。

【鷺谷委員】

今日の会議資料の3の「基本的な枠組み」ということと、今日御説明いただいたことを併せて、お伺いしたいことがあるんですけども、まず「基本的な枠組み」では、ここではテーマがあげられているんですが、ダムという手法と、それから代替手法というのが提案されているというお話でしたので、恐らく、ベネフィットにあたる治水とか地域振興に関わることと、それからコスト、財政の話がありましたけれども、経済的なコストと環境のコスト、環境はもしかしたら手法によってはベネフィットというのがあるかもしれませんが、それらを比較考量するようなことになるのではないかと思うんですけども、その時に、それぞれの総量についての比較というよりは、ディストリビューションと申しますか、配分がどうなっているかというようなことを、これから考えないといけないと思うんですけども、その配分はいろいろな配分というのがありますが、サステナビリティの観点からいうと、近い将来だとは思いますが、将来世代と現世代の間のコストの配分とベネフィットの享受がどうなっているのかというようなことを考えていくことが必要な気がするんですけども、今日お話をうかがったことは、大体、これまでの経過とか過去から現在までのデータですけども、そういうことまで考えると申しますと、将来予測とか、シナリオによる分析のようなことが必要になってくると思いますが、今日の説明ですと、既存のデータとかデータ解析が随分あるので、それを基にして議論をするというような印象を受けたんですが、そうなのか、それとも、必要に応じては新たなデータが追加されたり、あるいは新たな分析が行われるのかということが1点です、質問の。

それともう1点なんですけれども、代替手法がいくつか提案されているとい

うことは御説明から理解したんですけれども、それが複数あるのか、代替手法というのがいくつあるのか、あるいは、ここでの議論に応じて、更に新たな代替的な手法、かっちりしたものではないかもしれませんが、代替手法を考える上での基本的な方向性を決めて、新たに出ることもあり得ると考えてらっしゃるのかという、2点についてお伺いできればと思います。

【事務局】

一応知り得る限りといいますか、お答えしたいと思います。

二つのステージがございまして、住民討論集会で、国交省と反対側という形でずっと討論した中で積み上げてきた議論がございまして。その中で代替案なりB/Cなり配分なりというようなことで、議論されてきたわけですが、この資料にありますように、ちょっとお待ち下さい、資料探します。すみません、資料5をお願いいたします。この5ページ、費用対効果ということでお互いの議論がこういうことでなされている、結果としての数字だけが今でている状況です。これはあくまでも工事実施基本計画というものをベースに議論された数値でございまして...

【鷺谷委員】

ちょっとよろしいですか。

あのですね、ベネフィットとかコストという言葉を使ったので誤解を生んでしまったのかもしれないんですけれども、単なるB/Cだけのことを言っているのではなくって、こうやって項目を決めた時に、ある手法を取ることで、どれだけの、地域といってもいろいろな範囲を考えることができますが、経済的な利益もあるでしょうし、その他の利益ということも含めて、あるいは、コストについても、単に費用がどのくらいかかったかということではない、もう少し広い意味でのコスト、それを比較考量する必要があります。

そのために、こういう流れですか、各回の検討項目が決められているのではないかと想像したんですけれども、そのことに関して、現時点までだけではなくて将来を、どうしても考える必要があると思いますので、それがどのくらいこれまでなされてきているのか、あるいはシナリオ分析などをこれから行う可能性もあるのか、という質問なんですけれども。

【事務局】

2点ほど先程御質問があったと思います。一つは既存の資料について御説明をさせていただきましたが、新たな資料等についてはいろいろ提供できるのであるかというようなことが一つあったかと思います。

それから2点目が、今おっしゃられました、いろいろな代替手法があると思いますが、これまでの議論以外の代替手法について、この会議の中で議論することが考えられるであろうかと、そのようなことであったのかなと思いましたけれども。

いいですか。違いますか。

【鷺谷委員】

ちょっと...

【金本座長】

とりあえず説明いただいて。

【事務局】

第2点目の方から御説明いたしますと、これまで、この川辺川ダムに関連いたしましては、住民討論集会とか、あるいは検討小委員会とか、いろいろな場で議論がなされております。その中で、代替手法についてもある程度の議論がなされております。そういったことにつきましては、私どもの方で、私どもが知る範囲で御説明ができるかなと思っております。そして、さらに新たな代替手法ということを考えるべきであるということが、この有識者会議の中で御議論されて、そうすべきだということであれば、それはできる限りいろいろなところから、実を申しますと県の方はデータを持ち合わせておりませんので、事業主体である国土交通省の方に正式にお願いをして、いろいろな資料を提供いただくということを求めていきたいと思っております。

第1点目の方の御質問ですけれども、すでにお話ししたとおりでございます。新たな資料が、既存の資料以外に新たな資料が必要ということであれば、それは正式に依頼をして参りたいと考えているところでございます。

御質問と答えが食い違っているかと思っておりますけれども、もしあれでしたら、また質問を教えてくださいと思います。すみません。

【鷺谷委員】

ちょっと食い違っているかもしれませんが、将来予測のようなことがこれまでどのくらいなされてきたのかということと、それから、非常に不確実性が高いことを検討しなければいけない、今後は気候変動の影響などありまして、今までの経験に頼った推論とかだけでは難しくなってくることもあるんですが、何らかの形で将来予測のようなことをしないと、先程申し上げましたようにコストやベネフィットのディストリビューション、近未来の世代ですけれども、との間のことについて考えられないものですから、今までもし試みがあったのであれば、ぜひ紹介していただきたいと思っておりますし、簡単にでもそれをしないと、なかなか結論を出すのは難しいのではないかという印象を持っていましたので、今までの、そのようなことに対する議論の現状がどうなっているのかをお聞きできるのかと思って質問したところでございます。

【金本座長】

蒲島知事が、何か...

【蒲島知事】

知事がこういうことを言っているのかわかりませんが、その将来予測という面で、鬼頭先生に今回委員に入っていたのは、正に現時点の資料というよりも、将来的なものを含めて議論のベースができるのかなと思っていました。

【鬼頭委員】

この会議、9月までの中で新たに、この会議の委員が新たな資料を作って出すということは多分ないだろうと思いますが、これまでIPCCの第4次評価報告書も出て、将来予測に関する一定の見解を述べておりますし、国交省の方では、そのようなデータを使って(作成した)将来予測に関するデータを持っておられるようですので、そのようなデータをこの会議の中で出していただいて、皆さんで検討するのかなと考えております。私は気候変動の専門家ですので、そのような時に、私が分かっていることについて述べさせていただきます。

【鷺谷委員】

あの、気候変動だけではなくて、これから人口の構成や、それについては予測はかなり確かにできるんだと思いますし、産業構造がどう変化していく可能性があるのかとか、そのような予測の下にイメージを作っていくって、便益がどのくらいになりそうなのか、先程ちょっと整理させていただきましたけれど、このテーマということ言えば、治水と地域振興というところで主な便益を、経済だけではなくてより広い視点で考え、コストは財政的のものであるとか、環境は代替手法によってはコストばかりとは限らなくて、「生態系サービス」という言葉で、キーワードで表されるような、一部は経済的に換算できるようなものもありますが、それを天秤にかけるような検討がきつとなされるのではないかと思って参加したのですが、それに必要な客観的な材料がどのくらい手元にあるかで、確かな判断ができるかどうかということに関わるように思います

【金本座長】

それについては、多分、国土交通省の方でやってるのがメインだと思いますので。御存知かどうか...

【鈴木(和)委員】

今の鷺谷委員の質問は、多分、環境経済的な評価で次世代に及ぼす影響とか様々なことを予測したかどうかと、こういうことですね、ざっくり言えば。そういう形で何らかの検討をしたかどうかという質問ではなかったかなと思います。B/Cだけではなくてということ。B/Cは現時点のだろうと思いますので、将来どのくらいまでやるかはまた、そこにある不確定要素だろうと思います。ただ、そういうことをしたかどうかという...

【鷺谷委員】

どんなタイムスケールで考えるかということも重要なことだと思います。

【金本座長】

私も河川の方はそんなに詳しくないですが、こういう費用対効果をやる時にB / Cだけをやるというわけではないというのが基本でありますので、いろいろなスタディはやってあるはずだと思います。

多分、熊本県の方でやられているわけではないと(いう)今のご説明ですので、これから個々の問題についてもう少し深いご説明をいただきたいと思いますけれども、その際にそういうのがちゃんと(【鷺谷委員】将来予測の情報を頂ければ)ええ、頂くように努力していただきたいということだと思います。

【池田委員】

これは私の、ある面では想像ですが、多分先生がおっしゃってたのは、いろいろなファクターがあって、自然に関しても今変動しているし、社会に関しても変動しているし、いろんなファクターがあるとと思うんですが、恐らく、まだ気候変動に関しては検討の中に入っていないんじゃないかなという気はしますけどね、恐らくまだそこまでは定量的に厳密に取り扱うのは難しいのじゃないかな。

【金本座長】

川辺川の具体的なところについては、多分まだそういう段階ではないのかなとは、必ずしも私も詳しいわけじゃないんですが、思ってまして、ただ、気候変動が及ぼす影響がかなり大きいということは、認識、皆さんされていて、おおざっぱな影響というのは紙の上でちょっと計算すればすぐに、30年に1回のものが10年に1回だとか5年に1回だとか、そういったことになりますので、そういうことの検討はなされていると聞いています。

そういった状況でどういう対応を取るべきかということについて、結論は出ていないと認識してますが、今のようなダムだけの対応は難しいのではないかと、そういった議論がなされているようではあります。

【鈴木(雅)委員】

議論が、どういう検討をしていくかという方に進んでますけど、その手前で、資料で御説明いただいた中でちょっとお尋ねしたいというか、ちょっとよろしいでしょうか。

説明資料の7というので、「球磨川水系河川整備検討小委員会の論点について」というので、論点を御紹介いただいているんですけども、ちょっと私が勉強してたのと違うというか。議論の中身はこうだったかと思うんですけども、結局、要はこの小委員会の議論というのは、この中で、熊本県の前知事がこの議論の中で「いくつかの点について他の委員の方とは意見が違いますよ」とい

うことをおっしゃって、最後のところで、「全体の結論と自分の意見は留保するところがある」ということをおっしゃっていたと思うんです。その点が、この論点をまとめる時にはかなり重要な点で、そこを除いてご説明いただいたところが、私の理解と違うところがあります。それは違うからどうこうという話ではなくて、御説明を伺って、私は、そういうところが自分の理解と違ってたということでございます。

【金本座長】

それに関しては、後ほどまた詳しく御説明いただく...

【事務局】

よろしいでしょうか。今日は論点のみを、検討小委員会11回ありましたけれど、その論点のみを御紹介いたしました。その論点の中でいろいろな議論がありまして、議論を踏まえた上で結論も出ております。結論が、最終的には、基本方針という形でまとまったということでございます。

例えば、一例を申し上げますと、森林の保水力に関して、「現在の知見ではこういうことなんでしょうけど、新たな知見がまとまった時には、この基本高水の数値等につきましては見直しをしてもらいたい」というような話もございまして、そのような一文もこの基本方針の中に盛り込んでいるということも、一つの例でございますけれども、あります。

冒頭申し上げましたように、今日は論点のみでございますので、今後、2回、3回、この有識者会議の中で、どういう審議があって、こういう結果になっているということについては、もう少し詳しく御説明いたしたいと考えているところでございます。

【佐藤委員】

先程の鷲谷委員に対する御回答の2点目の回答に関わることなのですが、今日の御説明は、事業者側とそうでない側とのやりとりについて主として御説明いただいて、その結果としてでしょうけれども、ダムのテクニカルな部分でいろいろ整理された御報告をいただいたのですけれども、その過程で、いろいろな代替案、ダムを造らないとしたらどうするかとか、多分あったと思うのです。先程もあったとおっしゃいましたけれども、いつかの時点で、適当な時点で、どういう代替案が出されていて、それで、どの程度議論されたのか、整理した資料を出していただけたらありがたいと思います。よろしく願います。

【事務局】

先程(会議資料3の説明で)、2回目、3回目で、治水については集中的に(議論していただく)というふうなことで、イメージということで御説明したと思いますが、その(治水の議論)の中で、詳しくお示ししたいといいますが、今まで国交省が我々も含めて示してきた資料を基に御説明したいと思います。

【鬼頭委員】

違うお話、質問ですが、一級河川のいくつかの河川は国の管理から都道府県(の管理)に替わるといような記事が載っていましたが、球磨川水系はそういう河川なんでしょうか。

【事務局】

そういう情報が、昨日、こちらの方にも入ってきておりまして、ただ、その方向性というか、実態といいますか、具体的にどういうことになるかまでは、実はまだ出ておりません。そのあたりは今からといようなことだと思っておりますが、球磨川がどうこうといところまではとてもっておりません。

土木部長でございます。私も新聞紙上でしか情報をまだ十分承知していませんが、日本全国で109ある一級水系のうちで53水系が一つの都道府県内で完結している河川だといようなことを、国がおっしゃってるようでございます。その53水系のうちから、どのような河川が国から県の方に移管されるか、どのような基準で今後協議がなされるか、ということにつきましては、具体的にまだ、そのスケジュールも含めまして、まだ明らかにされていないというのが実情でございます。今後、国の方から都道府県に対していろいろな協議がなされるものと思っております。現在のところ、そのような状況でございます。

【鬼頭委員】

もしそうなった場合、お金の面とか、そういったところで変わってくるのであれば、そちらの検討もしなければならないという理解でよろしいですか。

【金本座長】

これはまだしばらく延々と、国と都道府県の間で交渉があって、当然、移管して「全部県でコストをみる」と言うと怒られますので、どうなるのかといのは、今の段階では、雲の中のような感じであります。

【事務局】

地方分権のからみで、全国知事会の議論の中で、かなりこの議論、話も出ておりまして、各都道府県間の意見もまだバラバラでございます。そのような段階で、これがどのように動いていくかといのは、非常に、私どももまだ見えてないところでございます。少なくとも、「今年中に」とかといような話ではないと、私どもは思っております。(移管される)水系が具体的に変わってくるのは1年以降、それ以降になるのではなからうかと思っております。

【佐藤委員】

あと一つ、資料で分からないところをいいですか。ぜひ御説明いただければと思います。説明資料3ですけど、25ページと書いてある、真ん中の欄の川辺川ダムの目的のところの図ですが、赤字で3,320 t/sを洪水調節するというので、200 tが流れますよと書いてあるのですが、この河川の中に矢印で500 tと書いてあるのは、これは、500 tと200 tとどういう関係にあるのか説明していただけますか。

【事務局】

川辺川ダムの地点での数字が3段書きになっておりまして、3,520 tから3,320 t調節して200 tということで下流に流れます。その後残流域といいますか、その後の下流域からまた小さい支川が流れてきます。そういうのを含めて段々（流量が）大きくなっていくというようなことになります。最終的には500 tぐらいに、（球磨川との）合流地点ではなるということで、途中の一つだけ数字を書いておりますので、誤解を受けたかと思います。

【佐藤委員】

球磨川と合流する地点では、500 tだということですね。

【事務局】

そういうことになります。

【森田委員】

多分、この中で河川も環境も全く専門外なのは私だけだと思いますが、私自身の専門は、たまたま、知事と同じ政治学でございますが、ただ、知事は選挙の方で、私はその後の行政の方の専門でございますから、こうした様々な行政での問題の解決については、かなり関心を持っておりまして、それなりに研究もして参りました。

何を申し上げたいかといいますと、今日御説明いただいた専門的なことについて、分からないことがたくさんあり、たくさん質問したいこともあるのですが、むしろ、この会議のこれからの進行と、何を指していくかということについて、あらかじめ確認をさせていただきたいと思っております。そうしますと、「不確実だ」「もっとデータが必要だ」ということで議論しておりますと、少なくとも9月までに10回弱の間で何らかの結論を出すということは、かなり難しいのではないかと思っております。環境関係のいろいろな会議がありまして、また世界でもいろいろな会議がございますが、会議の運営方法についても研究等がございますけれども、数年かけてやってまだ結論が出ないというのがごく一般的でございますので、これまでやられてきたことを踏まえたとしても、またゼロベースで議論しているという時間的余裕はないと思います。

私自身は、今回の場合には、知事が少なくとも6ヶ月間勉強して、「この有

識者会議の検討結果を踏まえて6ヶ月後に決断する」、そういう公約を掲げて当選をされたわけですし、議会の方もそれを支持していらっしゃると思います。その意味で言いますと、県民の方は、知事のそうした手続きを踏んだ上での決断に信頼をしたと言いましょうか、そのような形で、知事の決断を尊重するという意思が表明されたものだと思います。そう解釈できると思います。

そうした場合に、この会議のミッションとしましては、知事が決断できるように、どのような形で情報を整理をして、そして、判断材料を提供するかということになるかと思っております。これまで既に、賛成派、反対派からいろいろな意見が出ているようでございまして、私もこの説明資料5についてゆっくりと勉強したいと思っておりますけれども、それぞれについてどういう、専門家として、見解が述べられるのかということ、少し整理をしていく必要があるかと思っております。

最終的には、そうした議論をしたといたしましても、一つはやはりこれは価値判断の問題であると思っております。事実は確定できたとしても。そういう問題であるとか、もう一つは、いわば確率の問題で、幅があるというようなことがある。これにつきましては、そうした形で一応お答えを出して、後は知事の責任で御判断をいただくという形にせざるを得ないのではないかとと思っております。そのような意味で言いますと、ここでの議論の仕方でございますけれども、何らかの客観的な結論を出すことを考えてやるのか、その方向で向かっていくべきだと思いますけれども、これは容易ならざることになりかねない。そこで、例えば、こういうところと言いましょうか、基本的には裁判も同じ方向ですけれども、反対派と賛成派の主張のそれぞれについて検証していく。そして両方が一致した事実についてはそれを前提にして、見解が違っているところについて詰めていくとか、そうした議論の進め方について、これはもちろん最終的には委員の方の合意ということになるかと思っておりますけれども、事務局の方でも少しそのへんについて整理をしていただきたいと思います。そうしませんと、これはなかなか結論に達しないのではないかと、そこを少し危惧するところがございますので、提案ということではございませんけれども、そういう観点から、進め方についても、少し御検討、御審議いただければと思います。

【鷺谷委員】

反対派、推進派の今まで出してきたある論点に関して、出してきたことだけ踏まえるのではなくて、もし新しい視点とか論点があったら、それを深く掘り下げてきてもいいのではないかとと思うんです。情報整理を今のよう形ですることは重要なことだと思うんですけれども、情報を加えて議論するということがよろしいのじゃないかと思っております。

【森田委員】

私も、原告と被告が出した証拠だけで議論するというつもりはございません。

それは、職権でもってというか、いろいろな形で新しい情報が付け加わるならばよいと思います。

いずれにしましても、最終的には知事が判断される、その判断を、合理的なものにするための情報を作成するということを念頭に置かねばならないのではないかと、そういうことでございます。

【金本座長】

最初に鷲谷委員がおっしゃられたことは王道でありまして、代替案のもたらずインパクトはいろいろなところに出てきますので、それがどこにどれだけのプラスのインパクトあるいはマイナスのインパクトが出てくるというのを網羅的に調べるということだと思えます。それは、ある程度は過去にやっているはずでございますので、それについて、過去の成果を事務局の方にまとめていただくということだと思えます。

プラスアルファで、鬼頭委員もいらっしゃいますけれども、これから気候変動の影響のようなものがどのような具合になっていくかということも加えて、多分、検討することになると思えます。

もう一つ重要なのは、このダムは治水がメインになっている、治水というのは要するに住民のリスクをどうするかという話で、リスクというのは元々不確実なもの、つまり、これから起きることも分からないことがたくさんあるということで、その不確実性の評価をどうするかというところは非常に重要だと思えます。私の見る限り、あまり綺麗にきちんと整理されていないという印象を持っておりますので、そういうことについて、もう少し明示的な、知事が見て分かるようなことができれば、望ましいのではないかなと思っておりますので、事務局の方でいろいろな資料を揃える時も、そういうことを念頭に置いて用意していただけるとありがたいと思えます。

【森田委員】

確かにリスクの評価は非常に重要ですけども、自然現象の場合は、リスクの計算が客観的なデータでできるのかもしれませんが、地方財政の方になりますと、先程の河川の管理権限の話ではございませんけれども、これは人間が定めることですので、予測できるし、操作できるのかもしれませんが、反面においては全く予測できないと思えます。先程の地方財政の推計でも、地方交付税制度が現状のままという前提で議論されていたと思えますけれども、今の状況では、来年はどうなるか、来年はともかくとして、再来年どうなるかわからないということだと思えますし、先程の河川管理にしましても、県内で完結する一級河川の権限移譲の話はもう10年以上も前から地方分権の関連で出ておりますけれども、先程もお話ございましたけれども、その財源がどうなるかによって、多分、県の立場は全く変わってくるのだと思えます。そのへんについて、不確定要因として考えるのか、別枠にするのか、あるいは、そのリスクを敢えて決断するのか、そのへんは難しいところかと思えます。

【鷺谷委員】

そのへんの不確実性といえますか、国と地方のコストの分配の在り方が今後どうなっていくかということは、議論にかなり影響を与えるのではないかとと思うのですが、人が決めることなので、不確実であっても、ある範囲の中での決定になると思いますので、シナリオ分析的な見方をすれば、こういう場合だったらこうであって、こちらだったらこう結論出した方が良く、というような検討の仕方をすればいいのではないかと思います。

【金本座長】

これから議論いただくことだと思いますけれども、パッと見た印象ですと、今の負担の国と地方との配分とかですね、管理権限の問題とかというのを、ここでシナリオ分析をする、我々が、このメンバーがシナリオ分析をすることの意味はあまりないのかなと思います。これについては、熊本県の側でいろいろお考えいただいたり、国と交渉されたりといったことが適当かもしれないという気がいたします。そのようなことについても、これから、より深い検討の中で議論していただければという感じであります。

【池田委員】

質問ですが、送っていただいた資料の中にいくつかの論点を書いてあって、それぞれについて、何回かに分けて議論しますという形であったのですが、私は、それでいいのかどうかというのを今日議論するのではないかと考えていたのですが...

【金本座長】

それは、これからやります。

【池田委員】

そうですか。それならいいんですが。これからやるわけですね。

【鈴木(雅)委員】

ちょっとよろしいですか。先走ってしまったかもしれませんが、治水とか、森林の保水力とか、その辺りについて、「議論の構図」という資料、1枚紙を準備して参ったのですが、委員に配付してよろしいかどうか、座長に了解をいただきたいと思います。

【金本座長】

(委員を見渡し)問題ないですね。

(資料を各委員に配布)

【鈴木(雅)委員】

(以下、資料を説明しながら)突然配って恐縮ですが、この本題を御連絡いただいた時に、初めは、似たような図が2枚ありますが、上の(図の)ように思いました。要は、治水の安全度を上げるのにダムで対処するか、それ以外で対処するかということがあって、ダムで対処するには、濁水の問題とか環境の問題とかいろいろあって、クリアしていったりクリアしきれぬかということと、代替案があって、代替案でいけるのかというのがあって、どちらかをチェックしていくのかと思ったのですが、実は、下の図、構図の2という絵がありまして、要はそれぞれの出口のところに「そのやり方で確かに安全ですか」というチェックポイントがあって、そこでどこかで引っかかってダメだとなると相手の方に行くということになって、結局、横に倒した八の字のようなところをぐるぐる回って、どちらにも出てきていないという構造のように思いました。

一つずつのチェックポイントを論ずることもあるんですけども、どうやって、要は、敷居を上げ過ぎるとどちらからも出てこないということになる。その上で、どう出るか。

先程のいろいろな過去の委員会等の議論は、ダムだという方は、右下の方の出口を封じて左から出ますと、ただ、左から出られるかどうかは言っていないわけです。(逆に)左側を閉じると右から出ますと、こういう答えになっているやに思います。

これから、今までの資料を拝見して議論をしますけれども、私は、こういう構図の中で、「どこの問題なのか」「それがクリアされると次はどこに行くのか」というようなことで考えるのがよろしいのかなと思っております。

【金本座長】

今日、この議論を展開するのは時間がないと思いますが、一言だけ言わせていただきますと、ダムを造ったから全ての洪水が(なくなる)、リスクがなくなるというのは、どうもなさそうでありまして、特に、温暖化でかなり激しい降雨が起きる傾向が強くなってくる。従って、ダムを造ったとしても、いろいろな対策でリスクを軽減しなければいけないというようなことがあるようであります。それでも、やはりある程度リスクが残るということもあるかもしれない。そういったことを前提に、どちらであればどんな感じかということをお示しをこれから御検討いただく、そのような理解でおります。

【鈴木(雅)委員】

もう一つ、ただこれは先程の鷲谷先生の議論とは違って、そういう将来のシナリオ、あるいは社会経済的な話は、これと別にあるということだと思っております。

ここは、どちらかということ、水の量の話だけでもこういうロジックがありそうだとお示しいたしました。

(4) 議事項目の決定

【金本座長】

その他、何かございませんでしょうか。

夜も更けて参りましたので、今、池田先生の方から御指摘がありました話ですが、今後の検討をどういった形でやっていくかということについて、御議論をお願いしたいと思います。事務局の方で御用意していただいていると思います。もう配付されていますか。

(各委員に「会議資料 6」を配付)

【金本座長】

それでは、事務局の方でお考えいただいた案がこれでございますが、御説明いただいて、どのように進めていくということを議論したいと思います。御説明をお願いします。

【事務局】

ただ今お配りいたしました会議資料 6「有識者会議における各論のテーマ(案)」でございますけれども、こちらの方は、今後、2回目以降の会議のテーマにつきましての事務局の案でございます。これまでの経緯等から今回の会議で議論していただくテーマとして、大きく「治水」「環境」「地域振興」「財政的課題」を設定いたしましたして、それに「現地調査」を加えて、月1回から2回程度の開催を想定して割り振ったものでございます。

ただ今、各委員から、様々な、多くの御意見をいただきましたので、そういった御意見を含めまして、今後整理をさせていただいて、座長とも相談をさせていただいた上で、テーマごとの論点として設定させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

【金本座長】

ということですが、何か御意見をどうぞ。

【森田委員】

先程、池田委員が発言されそうになったことじゃないかと思えますけれど、これを順番に、個別に切り分けていって、一つずつ結論を出して、積み重ねたら最終的な結論が出るというような問題なのかどうか。今、鈴木(雅)委員がおっしゃったように、循環をしてしまうという可能性もあるわけですし、もし、賛否両論が出ているのならば、例えば、お互いにぶつかけ合って、相手が指摘している問題点についてどう反論していくかとか、そうした形で少し論点を整理

していく、今のやり方ですと積み重ねでやっていくのと同じ方式になりますけれども、議論の仕方を考えまないと、なかなか收拾がつかないかなという気がいたします。そのへんについては何かお智恵を出していただいた方がよろしいのではないかと思いますけれども。

【金本座長】

いかがでしょうか。治水とか環境というのは、それぞれかなり内容がいろいろございますので、ごちゃごちゃというふうにはできないと思いますが。

【鷲谷委員】

環境に関しては本当に検討することがたくさんあると思います。単にダムが環境に与える影響だけではなくて、代替案を採った時に、もしかすると地域にベネフィットがあるような手法もあり得ると思います。影響だけでなくそういうことも考える必要があります。

最初に代替案の特性というものを教えていただいて、それぞれ、治水についての利点や問題点を整理して、環境についても利点や問題点を整理するというような形に進んで、段々に点数を(付けていって)、(対比)表が充実していく、それぞれの委員が頭の中でということだと思えますけれども、そうだとすれば、最後にそれぞれが判断を示せると思えますけど。

【金本座長】

私もこの川辺川のごときは詳しくないのですが、今生き残っているシリアスな代替案で、それなりにきちっとしていて、分析もあるようなものは、国交省案以外にあるのでしょうか。

【事務局】

土木部長でございます。住民討論集会という中で、反対派と国土交通省が見解の相違の中で、ダム代替案の議論が一生懸命なされました。住民討論集会そのものが代替案の妥当性の議論でございました。

その後、住民討論集会というのは開かれておりませんで、その他は国土交通省が検討小委員会の中で、ダムを造る時の代替案、国土交通省が説明した代替案しかない、というのが実情でございます。

【金本座長】

なかなか進め方が難しくて、代替案、二つ三つカチツとしたやつがあって、その検討という格好ではなかなか進みにくいのかなと。

【鈴木(雅)委員】

現状でほっとくというのも一案はある。

【金本座長】

ありますね、ええ。

【鷺谷委員】

議論の中で代替案みたいなものが、次第に形を取ってくるということもあるんでしょうか。

【森田委員】

ちょっと私理解できないんですけど、代替案とおっしゃいますが、ダムを造るか造らないかを判断するとしますと、代替案というのは作らないという方に入ることなんでしょうか。それとも、いわゆる治水の仕方としていろいろな考え方があるということなんでしょうか。

例えば、造らないで、他に代替案があるはずだから現在のところダムの建設は止めるべきだということならば、それはある程度答えが出ると思います。どういう代替案があるかはこれから検討するということもあり得ると思いますけども、全く何もしないか、造らないかだけの選択肢なのか。要するに、Aの反対は非Aであって、それ以外ということではないとしますと、そのところの議論が、代替案を入れるというのは議論が返って複雑になるのかならないのか、そのへんが少し気になるので。よく分からないんですけど。

【鈴木(和)委員】

先程、森田委員が言われたように、この委員会の課せられた課題というのは、川辺川ダムを一からどうするかではなくて、今ある課題に問題点があれば指摘する、あるいは、この場合はこういうところが抜けている、あるいは、こうすべきではないかというように、知事がこれから行政的な判断を下す材料を提供するというのではないかと思います。

最初に言われたように、これからダムをどういうふうに造るかということを議論する場ではないと思う。

でも、それがなくなかなかやっていけないわけですけど。しかも不確定要素がたくさんあるわけですし、鷺谷委員の言われるように将来のこと云々というまた別な観点から入れれば様々なことが入ってくるんです。

今置かれた状態で、どういうふうに判断していくかという、知事の判断の材料を提供する、これにはいろいろな意見があっていいと思いますし、何も一本に収れんしなくていいのだと思います。

そういうことを、先程森田委員は指摘されたのではないかと思いますし、私はそれに賛成です。

【金本座長】

とりあえず、代替案は以前に議論された代替案があって、その説明は多分していただけたと思います。ダムを造るケースについてのいろいろな分析も説明

していただけると。それをお聞きした後に、こういう代替案ならば全部丸く収まるというか、ハッピーだというのがあれば、検討するといった感じになるのかなと思います。

時間の制約がありますので、ダムをやらないとすると何を知事がすればいいかということまで、我々に期待されても困るなといった感じかなと思います。

【池田委員】

質問よろしいでしょうか。ここ(会議資料6)に森林の保水力、それから基本高水というのがあるのですが、森林の保水力というのは基本高水を考える上で重要な一つのファクターになるのだと思うのですが、これが基本的な外力、工学的に言うと設計外力みたいなものですよね。それを基本高水だとか、あるいは計画降水量、こういうものを、これまでいろいろなものを提案をされていて、国土交通省の方からは基本方針が決まりまして、その中で提示されていますが、そういうものが果たしてこれで妥当なのかどうかというのは、ここで議論することなのかどうか。その辺りはどうなのでしょう。

そのこのところをはっきり決めないと、外力をしっかり決めないと、その後の議論というのはなかなか進んでいかないだろうと思うのですが、その辺りはいかがなんでしょうか。

【金本座長】

今すぐどうこうというのは難しそうではあるんですが、最終的には、例えば国交省が出されているものが、我々が見てOKなのかどうかということ判断せずには何も言えないのだと思います。

そのためにどうすべきかということは、これから、この中でも、県でも、御検討いただくということかだと思います。

【池田委員】

多分、ここは自然の観点からいうと、多分一番ベースになりそうだと思うんです。その中で、鬼頭委員は「将来がどうなのか」ということを研究されていると思います。この基本高水の検討というのは、鷲谷先生おっしゃったように、過去のデータからの、例えば80年に1回とか、そういうものを決めているわけですから、将来どうなるかということも一つのファクターになるかもしれませんが、少なくとも、今の学術的なレベルでこれが妥当かどうかということは、ある面で、ここでやはり少し議論した方がいいんじゃないかという気はするんです。

その観点からすると、実は、こういうものを議論する専門家というのは河川水文学という学問がありまして、その人達が議論するんです。鈴木先生は保水力の方の御専門だろうと思うんです。降った雨がどれだけ川に出てくるかというのは河川水文学というジャンルの人達が所掌してまして、河川工学も非常に幅が広く、私はどちらかということと河道の中の流れだとか土砂の移送とか水

質の問題というのが専門なんです、ひよっとすると、ここを、もうちょっと考える方が要るかもしれないなという気がしています。もし、これを議論するとなると、本当の専門家がひよっとすると必要になるかもしれないので、その辺りも少し考えておいた方がよろしいのではないかという気がします。

【鷺谷委員】

環境というのも幅が広いので、十分なデータを持っていらっしゃる方のお話を聞くことが有効なこともあるかもしれないですね。

それで、毎回の時間の一部を専門的な知見を持っている方からのヒアリングに当てるというやり方もあるんじゃないかと思うんですが。このことだったらこの方にお聞きするのが一番いいという方もいらっしゃると思います。

【金本座長】

後で御検討いただくということかと思いますが、基本的に、全員で、これまでどのようなことが議論されている、あるいは裏でどういう分析とか検証がなされているということはやっていただくということかと思います。

それで、後、その一部について「これは本当に大丈夫なのか」といったことについて、どなたか御意見を聞くとか、あるいはそういった、過去に整理されていないようなデータとか情報を持っている方からヒアリングをすると。

そういったことについても当然検討していただく、そのような感じだと思えますが、何か、土木部長。

【事務局】

今、座長がおっしゃったとおりでございます、川辺川ダムについてこれまでどのような議論がなされてきたか、この委員会の席で御説明させていただいて、委員の皆様方が「もっと専門的な御意見を」という話でございましたら、また委員会の中でそういう御意見を頂ければ、私どもも、事務局といたしまして、その方向で検討させていただくということで。

まずは、今までこういう議論をやってきて、こういうことに至っているんだということ、まず御説明させていただきたいと思っております。

【蒲島知事】

知事として、何を皆さんに何を求めているかというのをはっきりさせないと答えが出ないような気がしますので。私が今求められているのは、このダムを推進するか、あるいは推進しないか、その決断を9月県議会でしなければならぬ。その決断を、推進しないとなった時には、それに代わる、今のままでいいのか、それとももっと治水の役割を果たすべき方法があるのか、その判断を皆さんに求めることはないけれども、判断を、間違えのない、それほど確実性の世界ではないのでそれはありませんけれども、少なくとも客観的、中立的に考えて、この判断が、私が下した時に、いいだろうという、その基礎的な議論と、それから答えを出していただければ、とても嬉しく思います。

【金本座長】

なかなか難しいですが。

事務局案の、この7回、8回全部このままでいくかどうかというところまでは、若干私も自信はないんですが、とりあえず、治水とか環境とかについては、最初の方で3回くらいまとめて御説明いただいて、御議論いただくということにせざるを得ないのかなという気がいたします。

その様子を見て、その後どういうスケジュールでということはお考えいただくという感じで。

【森田委員】

繰り返しになりますが、今の座長の意見に賛成でございまして、最初の時にいくつかの論点について、これまで県が集められたデータに基づいて、支持する派、反対派(の主張)について議論して、その中で、御専門の見地からやはりこのデータはもう少し検証すべきであるというところがあれば、また後できちっと報告していただくということもあろうかと思えます。そういった形で論点を絞って行って、多分、地域振興とか県財政の話になりますと、これはそれまでの環境や河川の話とは違うレベルの話になるかと思えますので、その意味では、そのデータを固めた上で、終わりの方は総合的な判断をせざるを得ないと思っています。そういう御趣旨だと思えますので、私もそれで賛成でございませう。

【金本座長】

熊本県側はそのような感じによるしゅうございませうか。

(事務局、了解)

【池田委員】

1点よろしいでしょうか。第5回は現地調査となっているんですが、私は現地調査だけではなくて、2回、3回、4回でかなり専門的なところを議論するわけですから、それを受けて総合的に、財政とか地域振興の問題はもちろんありますけれども、これは重要な部分だと思えますので、現地を調査というだけではなくて、これは多分泊まりがけでしたか、ですよね、ブレインストーミングを、私はやったらいいんじゃないかと思えますが。そういう場を設けていただければありがたいと思えます。

【金本座長】

委員の皆様にもっと働いていただくということで(笑)。

【池田委員】

そういう機会は滅多にありませんので、現地を見てもう一回議論いただく...

【金本座長】

そうですね。紙の上での話を、もう一回現地で(見えて)どうなるということとは多分重要だと思います。

時間も9時半でございますが、このような感じでいかせていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

(各委員、了解)

【金本座長】

外国からのアドバイザーの方が設定をされておりまして、ディック・デ・ブラウンさんという方が来られるそうでございます。(参加する回が)どこになるかが(未定ですが)、彼に会議に参加していただくということをしていただきたいと思います。日程調整については事務局の方でお願いしたいと思います。

3 閉 会

【金本座長】

それでは本日の会議はこれくらいにして、事務局の方から何かご連絡はありますか。

【事務局】

事務局でございます。1点だけお諮りしたいと思います。次回の会議の開催日でございます。委員の皆様方には事前に日程調整をさせていただいておりますけれども、5月30日、金曜日になりますが、18時から、夕方6時から、このホテルの2階、ルビーの方で開催をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。よろしゅうございませうか。

【金本座長】

ということでございます。後、私の言うことかどうか、この会議の議事録は、後で事務局の方でまとめていただいて、発言内容について各委員の方々に照会をいたしまして、御確認いただいた後に熊本県のホームページとかそういったところで公表をするということにさせていただきます。

それでは、今日の会議を終了したいと思います。長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

(以上)